

第11次呉市交通安全計画（案）について

呉市交通安全対策会議において、第11次呉市交通安全計画（案）を作成しました。今後、この計画（案）により市民からの意見募集を行います。

第1 第11次呉市交通安全計画（案）の趣旨等

1 趣旨

第11次呉市交通安全計画（以下「本計画」といいます。）は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「基本法」といいます。）第26条第1項の規定に基づく市町村交通安全計画として定めるものです。

2 本計画の位置付け等

(1) 位置付け

本計画は、令和3年3月に策定された国の第11次交通安全基本計画及び令和3年6月に策定された第11次広島県交通安全計画に基づき、呉市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるものです。

(2) 策定主体

基本法第18条の規定に基づき、市長を会長とし、呉市、国、県等の関係行政機関の職員、警察官、陸上交通事業者等で構成する「呉市交通安全対策会議」を策定主体としており、同会議において本計画の作成作業を進めています。

(3) 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間です。

【本計画の目次（案）】

第10次呉市交通安全計画の目標達成状況と課題 第1部 計画の基本理念 第2部 道路交通の安全 第1章 道路交通事故のない社会を目指して 第2章 道路交通の安全についての目標 第3章 道路交通の安全についての対策 第4章 講じようとする施策	第3部 鉄道交通の安全 第1章 鉄道事故のない社会を目指して 第2章 鉄道交通の安全についての対策 第4部 踏切道における交通の安全 第1章 踏切事故のない社会を目指して 第2章 踏切道における交通の安全についての対策
---	--

第2 第10次呉市交通安全計画（以下「第10次計画」といいます。）の目標達成状況と課題（本計画（案）本編 1～2ページ）

1 第10次計画の目標達成状況

●道路交通の安全についての目標

令和2（2020）年までに

- ① 交通事故死者数を年間8人以下（内高齢者4人以下）
- ② 交通事故発生件数を年間670件以下



●目標達成状況

令和2（2020）年の状況

- ① 交通事故死者数 4人（内高齢者3人）
- ② 交通事故発生件数 337件

交通事故死者数及び交通事故発生件数いずれも目標を達成しました。

2 課題

(1) 道路交通の安全についての課題

交通事故死者数は、計画期間中に減少と増加を繰り返し、その平均人数は年間8.6人であることから、目標数値である年間8人以下を安定して達成しているとは言い難い状況となっています。そのため、子どもの通学時の交通事故や高齢運転者の事故といった喫緊の課題に取り組むのみならず、事故発生後の迅速な救助・救急活動などにより重傷者の救命に努めるとともに、重大事故を抑制する対策も課題となっています。

(2) 鉄道交通の安全についての課題

市内では計画期間中、多数の死傷者が生ずるような鉄道の事故は発生していません。引き続き、鉄道事業者による安全対策を推進するとともに、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等の理解と協力を得るための対策が必要です。また、万一、事故が発生した場合に迅速な救助・救急活動を実施する体制づくりが必要です。

(3) 踏切道における交通の安全についての課題

踏切道における交通事故の防止には、立体交差化や構造の改良等の促進など物理的な対策が最も効果的ですが、その実現には多くの費用や期間が必要となるため、それまでの間の対策を策定し、実施することが必要です。

第3 本計画（案）の施策体系

本計画では、交通事故のない社会の実現に向けて、「道路交通の安全」「鉄道交通の安全」「踏切道における交通の安全」の三つの項目について、それぞれ対策等を策定し、施策を進めていきます。

【体系図】

交通項目	理念・目標	基本対策	施策
道路 交通 の 安全	<p>人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指す。</p> <p>【目標】 令和7（2025）年までに</p> <p>1 交通事故死者数を年間6人以下 （内高齢者を3人以下）</p> <p>2 交通事故重傷者数を年間64人以下</p>	<p>1 高齢者及び子どもの安全確保</p> <p>2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上</p> <p>3 生活道路における安全確保</p> <p>4 先端技術の活用推進</p> <p>5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進</p> <p>6 地域が一体となった交通安全対策の推進</p>	1 道路交通環境の整備
			2 交通安全思想の普及徹底
			3 安全運転の確保
			4 車両の安全性の確保
			5 道路交通秩序の維持
			6 救助・救急活動の充実
			7 被害者支援の充実と推進
鉄道 交通 の 安全	<p>鉄道は、多くの市民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。 市民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく。</p> <p>【目標】</p> <p>1 乗客の死者数ゼロの継続</p> <p>2 運転事故全体の死者数減少</p>	<p>1 重大な列車事故の未然防止</p> <p>2 利用者等の関係する事故の防止</p>	1 鉄道交通環境の整備
			2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
			3 鉄道の安全な運行の確保
			4 鉄道車両の安全性の確保
			5 救助・救急活動の充実
			6 被害者支援の推進
			7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
踏 切 道 に お け る 安 全	<p>踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。</p> <p>【目標】 令和7（2025）年度までに 踏切事故件数を令和2（2020）年度と比較して約1割削減することを目指す。</p>	それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
			2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
			3 踏切道の統廃合の促進
			4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第4 計画の基本理念（本計画（案）本編 第1部 3～6ページ）

人命尊重の理念に基づき究極的には「交通事故のない社会」を目指して、「人優先の交通安全思想」の下にあらゆる施策を推進し、交通の関係者と連携して「高齢化が進展しても安全に移動できる社会」を構築していきます。

1 交通社会を構成する三要素

- (1) 人間に係る安全対策
- (2) 交通機関に係る安全対策
- (3) 交通環境に係る安全対策

2 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項

(1) 人手不足への対応

多岐にわたる分野・職種において人手不足の影響が見られ、自動化・省力化等の進展が見られる中で、人材の質を確保し、安全教育を徹底するなどの取組が必要です。

(2) 先進技術導入への対応

先進技術の導入によりヒューマンエラー防止を図り、人手不足の解決にも寄与することが期待されますが、安全性の確保を前提として、社会的受容性の醸成を進めることが重要です。

(3) 高まる安全への要請と交通安全

様々な安全への要請が高まる中、確実に交通安全を図り、多様な専門分野間で一層柔軟に必要な連携をすることが重要です。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

新型コロナウイルス感染症による市民のライフスタイルや交通行動への影響と、これに伴う交通事故発生状況や事故防止対策の影響を注視し、必要な対策に臨機に着手します。

3 横断的に重要な事項

(1) 先端技術の積極的活用

あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進します。将来的には、ICTを積極的に活用し、高齢者を始めとする人々の行動の変容を促していきます。

(2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実

迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ります。交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図ります。

(3) 参加・協働型の交通安全活動の推進

国、県及び市の行う交通安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくり等により、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

(4) 経営トップ主導による自主的な安全管理体制の充実・強化

事業者が安全管理体制を構築・改善し、国の機関がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を充実・強化します。

(5) EBPM*の推進

基盤となるデータの整備・改善に努め、多角的にデータを収集し、各施策の効果を検証した上で、より効果的な施策を目指します。

※EBPM：統計やこれまでの業務データ等、合理的証拠（エビデンス）に基づいて政策立案を行うこと。

第5 道路交通の安全（本計画（案）本編 第2部 7～82ページ）

1 道路交通事故のない社会を目指して（基本的な考え方）（本計画（案）本編 第1章 8～9ページ）

- (1) 道路交通事故のない社会を目指して
- (2) 歩行者の安全確保
- (3) 地域の実情を踏まえた施策の推進
- (4) 役割分担と連携強化
- (5) 交通事故被害者等の参加・協働

2 道路交通の安全についての目標（本計画（案）本編 第2章 9～13ページ）

(1) 道路交通事故の現状と今後の見通し

ア 道路交通事故の現状

		若者及び高齢者別交通事故の推移				
		（単位：件，人）				
区分	年	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
	全 体	件 数	669	582	451	389
死 者 数		11	13	5	10	4
負 傷 者 数		834	714	543	471	406
重 傷 者 数		129	133	89	97	69
若者及び 高齢者の計	件 数	254	223	200	141	145
	死 者 数	3	9	4	7	3
	負 傷 者 数	320	266	238	170	173
	重 傷 者 数	67	67	45	50	34
若 者 (16歳～24歳)	件 数	89	56	61	56	28
	死 者 数	3	1	0	0	0
	負 傷 者 数	129	72	78	82	39
	重 傷 者 数	11	11	4	12	8
高 齢 者 (65歳以上)	件 数	165	167	139	85	117
	割 合 ※	24.7%	28.7%	30.8%	21.9%	34.7%
	死 者 数	0	8	4	7	3
	負 傷 者 数	191	194	160	88	134
	重 傷 者 数	56	56	41	38	26

※「割合」は、全体の件数の内、高齢者の件数の占める割合（呉警察署，広島警察署）

イ 道路交通事故の見通し

高齢者の人口増加及び社会参加の拡大，高齢運転者の増加等に伴い交通事故による全死者に占める高齢者の割合が，今後増加することが懸念されます。

(2) 交通安全計画における目標

令和7(2025)年までに

- ① 交通事故死者数を年間6人以下（内高齢者3人以下） ② 交通事故重傷者数を年間64人以下

3 道路交通の安全についての対策（本計画（案）本編 第3章 13～17ページ）

(1) 今後の道路交通安全対策を考える視点 <6つの視点>

- ア 高齢者及び子どもの安全確保
- イ 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ウ 生活道路における安全確保
- エ 先端技術の活用推進
- オ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- カ 地域が一体となった交通安全対策の推進

4 講じようとする施策 <7つの柱>（本計画（案）本編 第4章 17～82ページ）

講じようとする各施策の主な取組は、次のとおりです。

(1) 道路交通環境の整備（本計画（案）本編 第1節 17～43ページ）

ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- (ア) 通過交通の排除や車両速度の抑制などのゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。
- (イ) 子どもの通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、学校、道路管理者、警察等の関係機関が連携して定期的な合同点検を実施し、対策の改善・充実等の継続的な取組を支援します。
- (ウ) 高齢者や障害者等の安全対策として、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機などの整備を推進するとともに、違法駐車・駐輪等の取締りを強化するなどにより歩行空間を確保します。

イ 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路等から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進します。特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成します。

ウ 幹線道路における交通安全対策の推進

- (ア) 特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間を対象に、県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。
- (イ) 高規格幹線道路等においては、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。
- (ウ) 交通混雑が著しい中心部、鉄道駅周辺において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図ります。

エ 交通安全施設等の整備事業の推進

- (ア) 生活道路においては、「ゾーン30」等の車両速度の抑制等の交通事故対策を推進するとともに、バリアフリー化等による安全・安心な歩行空間の確保を図ります。
- (イ) 地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等の意見を道路交通環境の整備に反映します。

オ 高齢者等の移動手段の確保・充実

- (ア) 高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定し、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の特性に応じた持続可能な移動手段の確保・充実を図ります。
- (イ) 公共交通等の持続可能性や移動の利便性を向上させる新たなモビリティサービスであるMaaSについて、市内への普及を推進し、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実を図ります。

カ 自転車利用環境の総合的整備

交通状況に応じた歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進します。

キ 交通需要マネジメントの推進

道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、バス停の待合環境の向上等のバス利用促進を図るための施策を推進します。また、MaaSなどの新たなモビリティサービスの地域への導入の取組を進め、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を促進します。

ク 災害に備えた道路交通環境の整備

地震、豪雨などの災害が発生した場合でも安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るとともに、交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進します。

(2) 交通安全思想の普及徹底（本計画（案）本編 第2節 43～60ページ）

ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(ア) 幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育に取り組みます。

(イ) 障害者に対しては、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を、外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進します。

イ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

呉市の交通安全日や四季の交通安全運動期間中には、広報誌・広報車・自治会への回覧、防災行政無線などを活用するなど、効果的な普及広報活動を推進します。

また、交通安全思想の普及徹底、市民総ぐるみによる交通安全運動の推進を図るため、呉市交通安全大会を開催します。

ウ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

呉市及び警察は、呉市交通安全推進協議会連合会等の団体との連絡協力体制の整備促進を図り、市民挙げての活動の展開を図るとともに、研修会の開催などによる呉市交通安全推進委員等の育成に取り組みます。

(3) 安全運転の確保（本計画（案）本編 第3節 60～68ページ）

ア 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身につけた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、交通安全教育の充実を図ります。

また、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図ります。

イ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施します。

(4) 車両の安全性の確保 (本計画 (案) 本編 第4節 69～71ページ)

ア 自動運転車の安全対策・活用の推進

無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、実証実験等の取組を促進します。

イ 自動車の検査及び点検整備の充実

自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進するとともに、自動車運送事業者の保有する事業用車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。

ウ 自転車の安全性の確保

自転車利用者に対し定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、自転車が加害者となる事故に関し、損害賠償責任保険等への加入促進に努めます。

(5) 道路交通秩序の維持 (本計画 (案) 本編 第5節 71～76ページ)

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、悪質性、危険性の高い違反や迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

(6) 救助・救急活動の充実 (本計画 (案) 本編 第6節 76～81ページ)

ア 救助・救急体制の整備

事故の種類及び内容の複雑多様化に対処するため、救助・救急体制の整備・拡充を図ります。

イ 救急関係機関の協力関係の確保等

消防機関と医療機関の連携の下、教育訓練体制の充実等により救急隊員による応急処置等の質を確保するとともに、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ円滑な実施のため、実施基準について継続して検証・見直しを行います。

(7) 被害者支援の充実と推進 (本計画 (案) 本編 第7節 81～82ページ)

交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進します。

第6 鉄道交通の安全（本計画（案）本編 第3部 83～89ページ）

1 鉄道事故のない社会を目指して（本計画（案）本編 第1章 84～85ページ）

鉄道は、多くの市民が利用する生活に欠くことのできない交通手段であり、市民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進します。

(1) 鉄道事故の状況等（本計画（案）本編 第1節 84～85ページ）

鉄道の運転事故は、全国的に見ると長期的には減少傾向です。また、平成18(2006)年から令和元(2019)年までは乗客の死亡事故は発生していません。

近年の運転事故の全国的な特徴は、人身障害事故は約6割、踏切障害事故は約3割を占めており、これらで全体の約9割を占めています。また、死者数については、人身障害事故と踏切障害事故がほぼ全てを占めています。

(2) 交通安全計画における目標（本計画（案）本編 第2節 85ページ）

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 乗客の死者数ゼロの継続 | ② 運転事故全体の死者数減少 |
|---------------|----------------|

2 鉄道交通の安全についての対策（本計画（案）本編 第2章 85～89ページ）

(1) 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 <2つの視点>（本計画（案）本編 第1節 85ページ）

- ア 重大な列車事故の未然防止
- イ 利用者等の関係する事故の防止

(2) 講じようとする施策 <7つの柱>（本計画（案）本編 第2節 86～89ページ）

- ア 鉄道交通環境の整備
- イ 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ウ 鉄道の安全な運行の確保
- エ 鉄道車両の安全性の確保

- オ 救助・救急活動の充実
- カ 被害者支援の推進
- キ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

第7 踏切道における交通の安全（本計画（案）本編 第4部 90～96ページ）

1 踏切事故のない社会を目指して（本計画（案）本編 第1章 91～92ページ）

改良すべき踏切道について、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指します。

(1) 踏切事故の状況等（本計画（案）本編 第1節 91～92ページ）

踏切事故は、全国的に見ると、長期的には減少傾向にありますが、鉄道の運転事故の約3割を占めている状況であり、改良すべき踏切道がなお残されている現状です。

近年の踏切事故の全国的な特徴は、自動車と衝撃したものが約4割、歩行者と衝撃したものが約5割を占めています。また、踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、65歳以上で約4割を占めています。

(2) 交通安全計画における目標（本計画（案）本編 第2節 92ページ）

令和7（2025）年度までに
踏切事故件数を令和2（2020）年度と比較して約1割削減

2 踏切道における交通の安全についての対策（本計画（案）本編 第2章 92～96ページ）

(1) 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点（本計画（案）本編 第1節 92～93ページ）

それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を推進します。

(2) 講じようとする施策 <4つの柱> (本計画(案)本編 第2節 93～96ページ)

- ア 踏切道の立体交差化, 構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- イ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ウ 踏切道の統廃合の促進
- エ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第8 本計画（案）に対する市民からの意見募集

1 意見募集をする案件名

第1 1次呉市交通安全計画（案）

2 意見募集期間

令和3年12月20日（月）から令和4年1月18日（火）まで（30日間）

3 意見募集の周知方法

(1) 呉市ホームページへの掲載

(2) 呉市役所2階地域協働課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口における配布

4 意見書の提出

意見書に必要な事項（意見内容並びに住所，氏名及び電話番号）を記入の上，郵送，ファクシミリ，電子メール又は持参（地域協働課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

5 意見の公表場所

呉市ホームページ，呉市役所2階地域協働課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口

6 今後のスケジュール

令和3年12月中旬	呉市ホームページ及び市政だより1月号で意見募集の告知
令和3年12月20日	意見募集の開始
令和4年 1月18日	意見募集の締切
令和4年 1月下旬	意見の取りまとめ
令和4年 2月中旬から下旬	呉市交通安全対策会議 幹事会及び委員会の開催
令和4年 3月中旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の報告
令和4年 3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表